

ボーイスカウト福島連盟振興会会則

第1条 (名称・事務所)

本会の名称は、ボーイスカウト福島連盟振興会とする。

- 2 本会の所在地を、福島市飯坂町平野字檀ノ南1-17 落合会長宅とする

第2条 (目的)

本会は、日本ボーイスカウト福島連盟への財政的な支援を行い、福島県内のボーイスカウト運動の発展に寄与する。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 日本ボーイスカウト福島連盟への財政的な支援。
- 2 福島県内のボーイスカウト運動の啓発と発展に関する事業。
- 3 国内及び海外のボーイスカウト行事への協力及び財政的な支援。
- 4 先達の碑の維持管理に関する財政的な支援。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業。

第4条 (組織)

本会は、前第2条の目的に賛同する個人・企業・団体等をもって組織する

第5条 (会費及び会員資格)

本会の目的に賛同し、入会を希望する個人、企業、団体等は入会申込書に会費を添えて本会宛に提出する。

- 2 本会の会費は、年額一口5,000円とし、一口以上とする。
- 3 会員は、会費納入をもって当該事業年度の会員としての資格を有する。
- 4 会員が、会費の納入を2期分以上滞納した時は、資格を喪失する。
- 5 継続加入を希望する方は、原則毎年8月末までに会費を納入する。

第6条 (役員)

本会の役員は次の通りとし、任期は就任後2期目の年次総会終了までとする。但し、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 2名以内 理事 若干名 監事 1名

事務局長 1名 会計 1名

但し、会計は事務局長が兼務できる。

- 2 会長及び副会長は、会員の中から総会において選出する。
- 3 他の役員は、会長・副会長が協議して委嘱する。

第7条 (職務)

会長は、会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する
- 3 理事は会長及び副会長を補佐してこの振興会の業務の執行を分担し、会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ役員会で定めた順序に従ってその職務を代行する
- 4 監事は年1回年次総会前に会計監査を行い、結果を総会で報告する

第8条 (役員会)

役員会は、会長・副会長・理事・事務局長をもって構成し、会長が必要と認めるとき、会長が招集し議長となる。役員会の議事は、出席役員の過半数で決する。

第9条 (総会)

総会は、年次総会と臨時総会とする。

- 2 年次総会は、毎年1回会計年度終了後三ヶ月以内に会長が招集し、議長となる。
- 3 年次総会構成員は年次総会前2年間に一度でも会費を納入した会員とする
- 4 年次総会及び臨時総会は、会員の過半数の出席(委任状及び書面決議を含む)をもって成立する。
- 5 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認めるとき。
 - (2) 会員の3分の1以上から、会議の目的及び招集の理由を記載した書面を提示し開催の請求があったとき。
- 6 年次総会及び臨時総会の議決は、総会出席会員及び書面議決会員の過半数をもって決する。

第10条 (事務局)

この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の事務局員を置くことができる。
- 3 事務局員は、会長が委嘱する。

第11条 (会計)

本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 (会則の変更及び解散)

本会の会則は、会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

- 2 本会を解散する場合は会員の3分の2以上の同意を得るものとする。
- 3 解散に伴う残余資産は、別途協議して処理する。

第13条 (規約外事項)

この会則に定めのない事項については、役員会の決議によるものとする。

附 則

設立年月日 平成30年3月10日とする。

この会則は、平成30年3月10日より施行する。

附 則

この会則は令和5年7月9日一部変更し施行する。